

広 報 とよさわ川

令和4年10月10日発行 第130号

発 行

豊沢川土地改良区

〒025-0094

岩手県花巻市桜木町二丁目41番地

TEL 0198-24-5155

FAX 0198-24-5157

URL <http://www.toyosawa.or.jp>



地区面積：5,002 ha 組合員数：3,626 名
(令和4年4月1日 現在)



出来秋を迎えた圃場での刈り取り作業（株式会社アドバンス）

第130号の主な内容

- ・ご挨拶
- ・総代会報告
- ・令和3年度事業報告
- ・令和3年度決算
- ・豊沢ダム通行規制のお知らせ
- ・手続きのご案内

ほか

近年の農地集積化・集約化が進められた圃場では、大型機械による刈り取り作業が行われました。

豊沢川土地改良区は、令和3年12月に全国の情報通信モデル地区として選定されたことから、再編整備が進められている「太田地区」「柴沼地区」では、効率的な用水調整や労力の省力化、農業用水の節水に大きな効果が期待できる自動給水栓等のスマート農業に取り組んでおります。

また、今年から従前地調査が始まる「鍋割地区」を含め、他の事業実施地区と同様に早期完了を目指します。

事業の実施状況

東北農政局 和賀中央農業水利事業所
豊沢川農業水利事業建設所長 佐々木 世界幸



久保田理事長はじめ、豊沢川土地改良区の組合員の皆様には、平素より国営豊沢川農業水利事業の推進に、ご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

今年の夏は、度々大雨に見舞われ東北局管内では広範囲にわたり甚大な災害が発生していると聞いておりますが、幸いなことに本地区では大きな被災は無いようで胸をなで下ろしている状況です。このような中、本年度工事は順調に進めている状況です。

本年度後半からは、昨年度から引続き小水力発電施設と洪水吐施設を中心に実施する予定で、小水力発電施設関係の工事は現地で上屋の建築工事を年度内に完了させ、現在、工場で作中の機器類を来年度に据付けることとしております。また、洪水吐施設の工事は、全3門のうち1門を10月から据付工事を開始することとしております。今後、3年間かけて年1門ずつ据付工事を進めていくこととしております。この据付工事にあたり、ダム堤体に仮設橋の設置が必要であり、10月から堤頂部県道の通行止めを予定しており、皆様には大変ご不便ご迷惑をおかけしますが、ご理解ご協力の程よろしくお願いいたします。

最後になりますが、農林水産省では以下のビジョン・ステートメントを掲げています。

「私たち農林水産省は、命を支える「食」と安心して暮らせる「環境」を未来の子供たちに継承していくことを使命として、常に国民の期待を正面から受けとめ時代の変化を見通して政策を提案し、その実現に向け全力で行動します。」

ロシアのウクライナ侵攻以降「食料安全保障」の重要性を求める声が大きくなっております。

これからも、ビジョン・ステートメントに基づき本事業を進め、安全に留意し、事業効果の早期発現を目指して参りますので皆様のご支援を賜りますようお願い申し上げます。



令和4年春の豊沢ダム



放流施設上屋（手前）と工事中の発電施設上屋（奥）



改修前の洪水吐設備



小水力発電施設の上屋工事（近景）

ごあいさつ

理事長 久保田 泰輝



組合員の皆様には、平素より当土地改良区の業務運営全般に亘り格別なるご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。今年度の用水管理につきましては、臨時的な試験通水期間を経て四月二十六日に本格通水を開始し、管内では代掻き、田植え以降、適度な降雨に恵まれたこともあり九月十日までのかんがい期全般を通じて必要な水量を確保し、用水供給が出来ました。この間、組合員・総代そして水路等管理人の皆様のご協力に感謝申し上げます。

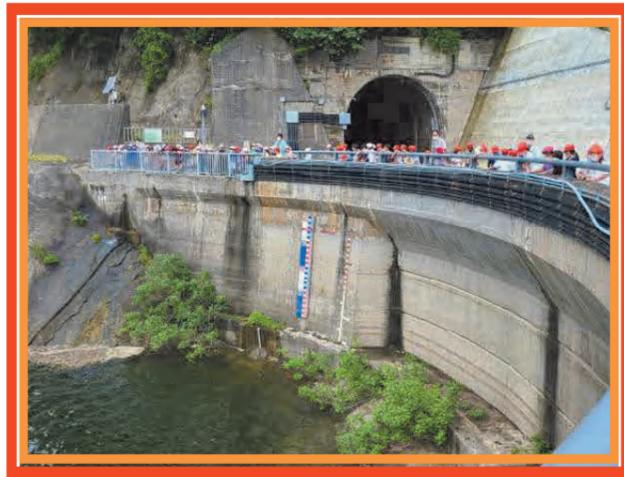
調に進捗し早期の完了を願っているところであります。一方、県営事業につきましては、現在整備中の大沢地区に加えて太田地区、柴沼地区そして今年度新規地区として鍋割地区が決定し、各地区の将来を見据えた基盤整備が進められるところであります。さて、先般開催いたしました令和四年度第一回臨時総代会におきまして、令和三年度の事業報告、財務諸表及び収支決算等の承認をいただいたところであります。詳細につきましては本広報に掲載いたしておりますが、各事業は概ね計画通り実施したところであります。また、賦課金の収納状況につきましては、徴収強化の対策を継続した結果、未収金は令和三年度末で三百十三万四千円と大幅に減少したところであります。各組合員には厳しい農業経営の中、賦課金の収納は公平公正の原則を守り、常に完納していただいております組合員の納付意欲に影響を及ぼすことのないよう引き続き適正に対応して参ります。社会経済情勢が目まぐるしく変わってきております。ウクライナ有事に加え、激甚化する気象災害、円安・物価高など「複合的な危機」に見舞われる中で、日本の食と農をどう守るか、食料安全保障への関心も高まり、持続可能な農業政策が求められております。管内の農業・農村もまたこうした時代の流れの中で大きな転換期を迎えております。地域をいかに維持し次の世代に継承していくか、と

の視点のもと、土地改良区としてその課題解決のため、地域の特性に応じたきめ細かな基盤整備等を計画的に推し進め、併せて地域住民と一体となって適切な維持管理に努めるとともに、環境保全活動等を継続していくことが重要と考えております。この地域の尊い財産を大切にし、新たな農業の振興とともに地域の振興に向けて、土地改良区としての役割を果たすべく役員一丸となって一層の努力をして参ります。末筆になりましたが、未だ新型コロナウイルスによる感染拡大が続いており、依然として農業のみならず社会経済全体への影響が大きなものとなっております。このことから晩秋そして冬にかけて、組合員の皆様におかれましてはくれぐれもご自愛くださいとすとともに、今後、自然災害もなく出来秋と穏やかな年の瀬を迎えられますことをご祈念申し上げます。ご挨拶いたします。



トピックス 4月～9月

- 4/ 3 管内一斉堰浚い
 - 6 外台地区実施委員会役員会
 - 7 豊沢ダム配水会議
 - 10 経常賦課金通知書及び広報とよさわ川第129号発行
 - 12 第1回理事会・第1回監事会
 - 〃 豊沢ダム及び管内用排水施設操業安全祈願祭
 - 14 用排水調整・施設管理委員会並びに地区用排水調整・施設管理委員会委員長合同会議
 - 〃 水路及びパイプライン管理人打合せ会
 - 〃 鍋割地区促進委員会
 - 15 高木島地区用排水調整・施設管理委員会水路巡視点検
 - 22 花巻地区土地改良事業促進協議会総会
- 5/12 農業農村整備事業推進連絡会議
 - 26 第2回理事会・第2回監事会
 - 〃 用排水調整・施設管理委員会並びに地区用排水調整・施設管理委員会委員長合同会議
- 6/ 2 花巻市との連絡調整会議
 - 3 国営事業岩手県協議会監査・役員会
 - 8 太田地区促進委員会
 - 9 豊沢川地区国営土地改良事業促進協議会役員会・総会
 - 〃 淡島神社降雨祈願祭
 - 14 農業農村整備の集い
 - 〃 柴沼地区促進委員会
- 20, 27 若葉小学校社会科見学
 - 22 第3回監事会・臨時監査
 - 23 岩手大学現地視察見学
 - 24 豊沢川の森環境整備活動
 - 28 国営事業岩手県協議会要請活動
 - 29 南城小学校社会科見学
 - 30 宮野目小学校社会科見学
- 7/ 1 矢沢小学校社会科見学
 - 7 大沢地区実施委員会
 - 8 第4回監事会・第3回理事会
 - 11 太田地区促進委員会
 - 15 柴沼地区促進委員会
 - 27 国営造成施設管理体制整備推進協議会総会
 - 29 第1回臨時総代会
- 8/24 第4回理事会・第5回監事会
- 9/ 5 湯口小学校社会科見学
 - 〃 太田地区促進委員会
 - 8 柴沼地区促進委員会
 - 9 豊沢川の森環境整備活動
 - 14 鍋割地区促進委員会
 - 22 花巻小学校社会科見学
 - 27 湯本小学校社会科見学



社会科見学



豊沢川の森環境整備活動

令和四年度 第一回臨時総代会

令和四年七月二十九日、令和四年度第一回臨時総代会が花巻温泉ホテル花巻にて開催されました。

高橋一水第一理事の開会宣言のあと、久保田泰輝理事長の挨拶に続き、長年、水路及びパイプライン管理人として用水管理に貢献された宮野目地区の鎌田克視氏の功労者表彰が行われました。

続いて、来賓としてご臨席いただきました上田東一花巻市長、佐々木世界幸東北農政局和賀中央農業水利事業所豊沢川農業水利事業建設所所長、佐々木忍県南広域振興局農政部北上農村整備センター所長からそれぞれご祝辞をいただきました。

議長には、花巻地区総代の阿部光敏氏が選出され、議事録記名人には花巻地区総代の菅原真也氏と湯口地区総代の齊藤忠志氏の両名が任命されました。

伊藤慶吉総括監事から監査報告がなされたのち、議案の審議に入り、令和三年度の決算関係や令和四年度会計の補正予算関係、新規事業地区の地区編入に伴う定款の一部改正など、全十三議案が順次上程され、慎重審議の結果、全議案とも原案のとおり承認、可決されました。

○提出議案○

- 議案第一号 豊沢川土地改良区定款の一部改正について
- 議案第二号 太田地区、鍋割地区の地区編入及び加入金の徴収免除について
- 議案第三号 豊沢川土地改良区松沢川発電所管理規程の制定について
- 議案第四号 令和三年度事業報告の承認について
- 議案第五号 令和三年度財務諸表及び収支決算書総括表の承認について
- 議案第六号 令和三年度一般会計収支決算の承認について
- 議案第七号 令和三年度補助事業特別会計収支決算の承認について



令和4年度事務局体制

- | | | |
|-----|-----------|-------|
| 総務課 | 課長 | 藤原康陽 |
| | 課長補佐兼財務係長 | 高橋博丈 |
| | 庶務係長 | 高橋祐也 |
| | 庶務係主任 | 佐藤美由紀 |
| | 会計係長 | 中島 茂 |
| | 会計係主任 | 熊谷千加子 |
| | 財務係主任 | 藤原直洋 |
| | 財務係主任 | 戸來恵美 |
| | 賦課徴収専門員 | 高橋浩司 |

- | | | |
|-----|------------|------|
| 業務課 | 課長 | 高橋憲幸 |
| | 課長補佐 | 吉田裕司 |
| | 工務係長 | 滝沢健一 |
| | 工務係技師補 | 菊池雅人 |
| | 企画管理係長 | 藤根裕行 |
| | 企画管理係技師 | 高橋佳隆 |
| | 企画管理係技師補 | 千田真代 |
| | ダム係長 | 高橋康喜 |
| | 評価換地係長心得 | 佐藤義晴 |
| | 評価換地係技師 | 伊藤太希 |
| | 事業推進専門員 | 佐藤光広 |
| | 嘱託職員(豊沢ダム) | 島山俊彦 |



表彰を受ける鎌田克視氏(右)



議長を務める阿部光敏総代

- 議案第八号 令和三年度発電事業特別会計収支決算の承認について
- 議案第九号 令和三年度財産目録の承認について
- 議案第十号 令和四年度一般会計収支第一次補正予算の承認について
- 議案第十一号 令和四年度一般会計収支第二次補正予算の承認について
- 議案第十二号 令和四年度賦課金の賦課徴収方法とその時期について
- 議案第十三号 令和四年度一般会計収支第三次補正予算について

令和3年度事業報告

6) 経営安定対策基盤整備緊急支援事業

単位：円

地区名	面積	目標集積率	農地集積率	助成金	累計	完了予定
豊沢川	4,710.1 ha	60.0 %	67.7 %	1,530,000	705,910,000	R7

7) 小水力等再生可能エネルギー導入支援事業

単位：円

地区名	事業費	事業量	完了予定
豊沢川	173,000,000	小水力発電施設土木工事他	R4

8) 啓発普及活動

事業内容	数量	付記
エコバッグ作成	3,000枚	各種イベントにて配布
パンフレット作成	2,000枚	
軍手(子供用)作成	1,000組	

9) 換地業務

単位：円

種別	受託料	地区
換地業務	14,320,900	万丁目、大沢、柴沼、太田
確定測量業務	264,000	万丁目

10) 発電及び売電の状況

単位：円

場所	発電量	売電料金
豊沢川土地改良区事務所	35,627 kWh	1,410,827
宮野目揚水機場	22,074 kWh	874,124

3. 会議の開催状況

会議名	回数	付記
総代会	2回	臨時、通常
理事会	12回	
総務課担当理事会議	3回	
監事会	14回	
評価換地委員会	1回	
用排水調整・施設管理委員会	4回	合同会議を含む
地区用排水調整・施設管理委員会	3回	"
用排水路及びパイプライン管理人打合せ	2回	"



大沢揚水機場試運転



維持管理適正化事業 上根子除塵機補修工事

1. 地区及び組合員の状況

地区面積(前年比)	組合員数(前年比)
5,002.4 ha (-7.5ha)	3,626人 (-109人)

2. 実施事業

1) 維持管理関係

単位：円

事業内容	数量	金額
用排水路、パイプライン等の補修関係工事	57件	40,327,496
揚水機、除塵機の点検整備補修関係工事	15件	15,851,632
管内各地域堰浚、各施設の土砂・ゴミ撤去、草刈り	8件	11,819,942
ネットフェンス他補修関係工事	9件	6,468,776
労務費	-	18,697,841
電力料	-	23,700,401
資材購入費、その他管理費	-	2,656,021

2) 維持管理工事

単位：円

工事名	事業量	事業費(円)
西田堰環境水路補修工事	水路蓋掛け工事 L=342.0m、他	3,458,400
円万寺地内水路改修工事	水路勾配変更 BF300 L=243.0m	6,061,000
湯本第1工区水管橋補修工事	水管橋更新 φ150 L=24.3m	3,936,900
高木地内水路補修工事	土水路整備 HF400×400 L=33.5m	1,023,000
巻岡揚水機取水施設水門補修工事	水門補修1門	2,695,000

3) 災害復旧工事

単位：円

工事名	事業量	事業費(円)
災害復旧測量設計業務委託(十二丁目堰)	測量、設計業務一式	1,540,000
十二丁目堰取水口補修工事	固定堰工 L=26.0m	19,136,700

4) 補助事業

単位：円

事業名	工事名	事業費	補助金	賦課金
農地耕作条件改善事業	湯本6地区区画拡大工事 他13件	80,178,800	77,233,000	2,945,900
維持管理適正化事業	大分水工補修工事 他3件	31,200,000	28,080,000	3,120,000

5) 国営土地改良事業

単位：千円

事業名	地区名	全体		令和3年度		令和4年度以降		完了予定
		事業量	事業費	事業量	事業費	事業量	事業費	
国営かんがい排水事業	豊沢川	ダム改修 小水力発電	7,975,000	洪水吐施設 製作据付 工事他	460,000	洪水吐施設 製作据付 工事他	3,704,217	R7
経営体育成 基盤整備事業	外台	51.7ha	944,000	仕上工一式	2,500	完工式一式	-	R3
	万丁目	40.3ha	1,070,000	補完工一式	60,925	換地処分 登記他	75	R4
	大沢	23.1ha	755,000	区画整理 5.6ha 他	322,641	暗渠排水 5.0ha 他	93,533	R6
	計		2,769,000		386,066		93,608	
国営造成施設 管理費補助事業	豊沢川 ダム	ダム管理 一式	22,872	ダム管理 一式	22,872	-	-	単年度
国営造成施設 管理体制整備 促進事業 (管理体制整備型)	豊沢川 4期	計画策定 推進活動 強化支援	123,500	計画策定 推進活動 強化支援	5,500	計画策定 推進活動 強化支援	5,500	R4
水利施設管理強化事業	豊沢川	強化支援 (一般型)	32,000	強化支援 (一般型)	32,000	-	-	単年度
計画調査 (経営体育成基盤整備事業)	鍋割	15ha	16,000	調査計画 一式	3,000	-	-	R3

農地耕作条件改善事業の概要 (お知らせ)

当土地改良区が事業主体となって、農地の区画拡大工事や暗渠排水工事を実施する事業です。実施を希望する方は、事業要件を御覧のうえ「業務課」までご相談下さい。

<事業要件>

○農地中間管理事業の重点実施区域等であること。

※人・農地プラン区域及び当土地改良区受益地であること。

○人・農地プランの中心経営体に位置付けられていること。

○農業者は、農地所有者(出し手)を含めて2者以上であること。

○総事業費が1地区当たり200万円以上となること。

※1 助成金は工事の内容・工法により変動・加算されており、事業費との差額は当土地改良区からの特別賦課金により、申請者個人の負担となります。

※2 事業目標の全農地面積に占める担い手の利用面積の割合の増加。(8割「令和5年度まで」)



令和3年度貸借対照表

(単位：円)

Table with 4 columns: 科目, 合計, 科目, 合計. Rows include 資産の部 (流動資産, 固定資産) and 負債の部 (流動負債, 固定負債). Total assets and liabilities are 3,189,574,137.

令和3年度正味財産増減計算書

(単位：円)

Table with 6 columns: 科目, 一般会計, 補助事業特別会計, 発電事業特別会計, 内部取引消去, 合計. Rows show changes in net assets, including 経常増減の部 and 経常外増減の部.

令和3年度決算報告

令和3年度財産目録

(単位：円)

Table showing asset details: 資産の部 (流動資産, 固定資産) with sub-items like 現金及び預金, 未収賦課金, etc.

Summary table of assets and liabilities: 3) その他固定資産, 固定資産計, 資産合計, 負債の部, etc.

令和3年度決算書

一般会計

Table with 8 columns: 科目, 本年度決算額, 本年度予算額, 比較増減(△), 科目, 本年度決算額, 本年度予算額, 比較増減(△). Rows include 土地改良事業収入, 附帯事業収入, etc.

補助事業特別会計

Table with 8 columns: 科目, 本年度決算額, 本年度予算額, 比較増減(△), 科目, 本年度決算額, 本年度予算額, 比較増減(△). Rows include 交付金及び補助金収入, 事業受託収入, etc.

発電事業特別会計

Table with 8 columns: 科目, 本年度決算額, 本年度予算額, 比較増減(△), 科目, 本年度決算額, 本年度予算額, 比較増減(△). Rows include 発電事業収入, 積立金収入, etc.

～ 各種手続きのご案内 ～

土地改良区の適切な事務運営と円滑な事業推進のため、次の事があった場合は必ず届け出をお願いいたします。

○ 田を取得または喪失したとき、組合員の名義や住所などを変更するとき

土地改良区の地区内の土地について売買や貸し借りなどにより権利の移動があった場合は届け出をお願いいたします。
[土地改良法第43条 組合員の資格得喪の通知義務]

< 准組合員制度 >

当土地改良区では、改正土地改良法に基づく准組合員制度を令和3年度より導入しております。
土地改良法に基づく組合員は、その土地についての耕作者であり、土地改良区の賦課金は組合員に対して賦課されます。
[土地改良法第3条 土地改良事業に参加する資格]
[土地改良法第11条 組合員]
[土地改良法第36条 経費の賦課]

土地の所有者が賦課金を納入するためには、「准組合員の加入申し込み」と「賦課金等の分担の申し出」が必要となります。手続きが行われない場合には、組合員（耕作者）に賦課金が賦課されることとなりますのでご注意ください。
[土地改良法第15条2 准組合員等たる資格]

< 権利義務の承継 >

賦課金の未納がある土地の権利を取得（所有権移転、利用権設定・解約等）した場合は、土地改良法により権利を取得した資格者に未納賦課金の納入義務が生じます。
競売において土地を取得した場合も同様です。
トラブル防止のためにも事前にご確認をお願いいたします。
[土地改良法第42条 権利義務の承継及び決済]

○ 農地転用するとき、地区除外をするとき

農地転用等により田を土地改良区の地区内から除外するためには、土地改良区への手続きと決済金の納入が必要です。手続きを怠った場合、土地改良区の台帳から除外されず次年度以降も賦課金が賦課されることとなりますので、ご注意下さい。
[土地改良法第42条 権利義務の承継及び決済]

※ 農業振興地域内の農用地の転用は出来ません。
※ 休耕田や転作田は水田への復旧が見込まれる事などから地区除外の対象とはなりません。

○ 事業償還金の繰上償還をしたいとき

圃場整備等の事業負担金（償還金）について一括償還を行うためには、繰上償還の申請が必要です。詳細につきましてはご相談下さい。
尚、繰上償還金のお支払いは口座振替が出来ませんのでご注意ください。

○ 水路などを使用したいとき

< 土地改良区の管理施設の使用には申請が必要です >

土地改良区が管理している水路や土地を排水放流や進入路などで利用したい場合には、土地改良区への申請が必要となります。
また、公共下水道や農業集落排水への排水接続などのために、管理施設を使用しなくなった場合にも届け出が必要となります。届け出がない場合、納入通知書が発行されますのでご注意ください。

豊沢ダム通行規制のお知らせ

今年度の秋より、国営事業による豊沢ダム洪水吐ゲートの更新工事が始まります。
工事に当たっては、仮設橋梁の設置などでダム天端道路※豊沢ダム堰堤（県道12号花巻大曲線）が、以下のとおり通行規制されます。
皆様には大変ご迷惑をお掛けいたしますが、ご理解とご協力のほどよろしくお願いいたします。

●今年度通行規制期間

- (1) 令和4年10月3日～10月31日は**全面通行止め**（日曜・祝日含む）
- (2) 令和4年11月1日～11月中旬までは**時間帯通行止め**（日曜・祝日を除く）
通行止めの時間帯 8：30～12：00
13：00～17：00
- (3) 令和4年11月中旬からは、県道12号花巻大曲線の冬期通行止め期間となるため**全面通行止め**（積雪、天候状況により変更となる場合があります。※詳細については、花巻土木センターまでご確認ください）

通行規制	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月
全面通行止め	←→							
時間帯通行止め		↔						
全面通行止め			←-----→					

賦課金の納入について

令和4年度経常賦課金第2期 及び令和4年度借入金償還特別賦課金の**口座振替日**並びに**納期限**は、**令和4年10月31日**です。
口座振替の方は、**前日までに残高の確認**をお願いします。
※振替日当日の登録口座への入金、振替出来ない場合がありますので、
ご注意をお願いします。
現金納付の方は、**納期限内の納入**にご協力をお願いします。

納付場所及び納付取扱い金融機関

	納期限内	納期限を過ぎた場合
納付場所	・当土地改良区 ・花巻農業協同組合 各本支店 ・岩手銀行 各本支店 ・花巻信用金庫 各本支店	・当土地改良区 ・花巻農業協同組合 各本支店

※ 納付場所以外の金融機関で賦課金を納入する場合には、指定口座への振り込みをお願いします。尚、振込手数料は、振込依頼人負担となりますのでご注意ください。
※ お振り込みの場合の振込人名は組合員名でお願いします。



賦課金の納付には、便利な口座振替をおすすめしております。
お手続きは、当土地改良区までお申し出ください。

令和4年度賦課金の税控除経費認容割合について

組合員の皆様が土地改良区に納入される経常賦課金及び償還特別賦課金は、確定申告の際に一部経費として算入できることが認められております。

本年度賦課金の経費認容割合は、次のとおりとなりますので、確定申告の際にご利用ください。

1. 経常賦課金 全額控除経費となります。
2. 償還特別賦課金

地区名	10a 当賦課額	認容割合	10a 当認容額	償還完了予定	付 記
新 田	4,200 円	100%	4,200 円	令和 8 年	
万 丁 目	500 円	100%	500 円	令和 23 年	集積助成金により短縮予定
外 台	500 円	100%	500 円	令和 27 年	〃
大 沢	500 円	100%	500 円	令和 28 年	〃
柴 沼	500 円	100%	500 円	令和 28 年	〃
太 田	500 円	100%	500 円	令和 28 年	〃

水路やため池での事故防止のお願い

土地改良施設における事故防止において防護柵等設置を行っておりますが、皆様におかれましても事故防止にご協力いただきますようお願いいたします。

また、近年水路で熊や猪などの野生動物が目撃されております。

目撃した際には、近づかないようにしましょう。



鍋割サイフォン スクリーン

刈り草の水路への落下防止について

日頃から、水路周辺の草刈り作業にご協力いただき誠にありがとうございます。

草刈りの際には、水路への転落やケガなどのないよう十分に注意していただきますようお願いいたします。

また、刈った草などが水路に流れますと、取水施設などに詰り下流に用水が流れなくなったり、施設の故障の原因となりますので、草などを流さないようご協力をお願いいたします。

ゴミの不法投棄禁止

水路などの土地改良施設に不法投棄されたゴミは、通水の妨げとなり刈り草などと同様に施設の故障の原因となります。

不法投棄は犯罪です。絶対にゴミを捨てないようにお願いします。

また、不法投棄を見つけた際には、当改良区へ連絡していただきますよう併せてお願いします。

その後、警察へ通報するなど厳正に対処いたします。



二枚橋地内水路



北湯口地内水路